

佐賀県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成25年3月31日

佐賀県知事 古 川 康

◎佐賀県条例第34号

佐賀県税条例の一部を改正する条例

佐賀県税条例（昭和30年佐賀県条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>（納税義務者等）</p> <p>第57条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）による土地区画整理事業又は土地改良法（昭和24年法律第195号）による土地改良事業（<u>独立行政法人森林総合研究所が独立行政法人森林総合研究所法（平成11年法律第198号）附則第9条第1項又は第11条第1項の規定により行う旧独立行政法人緑資源機構法（平成14年法律第130号）第11条第1項第7号イの事業又は旧農用地整備公団法（昭和49年法律第43号）第19条第1項第1号イの事業を含む。第67条において同じ。</u>）の施行に係る土地について法令の定めるところによって仮換地又は一時利用地（以下この項及び第67条において「仮換地等」という。）の指定があった場合において、当該仮換地等である土地について使用し、又は収益することができることとなった日以後に当該仮換地等である土地に対応する従前の土地（以下この項において「従前の土地」という。）の取得があったときは、当該従前の土地の取得をもって当該仮換地等である土地の取得とみなし、当該従前の土地の取得者を取得者とみなして、不動産取得税を課する。</p> <p>5 略</p> <p>附 則</p> <p>（自動車取得税の課税標準の特例）</p>	<p>（納税義務者等）</p> <p>第57条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）による土地区画整理事業又は土地改良法（昭和24年法律第195号）による土地改良事業の施行に係る土地について法令の定めるところによって仮換地又は一時利用地（以下この項及び第67条において「仮換地等」という。）の指定があった場合において、当該仮換地等である土地について使用し、又は収益することができることとなった日以後に当該仮換地等である土地に対応する従前の土地（以下この項において「従前の土地」という。）の取得があったときは、当該従前の土地の取得をもって当該仮換地等である土地の取得とみなし、当該従前の土地の取得者を取得者とみなして、不動産取得税を課する。</p> <p>5 略</p> <p>附 則</p> <p>（自動車取得税の課税標準の特例）</p>

改正前	改正後
<p>第18条の2の3 略 2～6 略</p> <p>7 次に掲げるトラック（施行規則で定めるものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第93条第1項の規定の適用については、当該取得が平成27年3月31日（第1号に掲げるトラックのうち車両総重量が22トンを超えるもの及び第2号に掲げるトラックにあっては、平成26年10月31日）までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から350万円を控除して得た額」とする。</p> <p>(1) 車両総重量が8トンを超えるトラック（施行規則で定めるけん引自動車及び被けん引自動車を除く。）であって、道路運送車両法第41条の規定により平成24年4月1日以降に適用されるべきものとして定められた制動装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（次号において「制動装置保安基準」という。）で施行規則で定めるものに適合するもの</p> <p>(2) 略</p> <p>8 略 （狩猟税の税率の特例）</p> <p>第24条 平成20年4月1日から平成25年3月31日までの間に受ける</p>	<p>第18条の2の3 略 2～6 略</p> <p>7 次に掲げる自動車（施行規則で定めるものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第93条第1項の規定の適用については、当該取得が平成27年3月31日（第1号に掲げる自動車のうち車両総重量が12トンを超えるもの、第2号に掲げるトラックのうち車両総重量が22トンを超えるもの及び第3号に掲げるトラックにあっては、平成26年10月31日）までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から350万円を控除して得た額」とする。</p> <p>(1) 車両総重量が5トンを超える乗用車（施行規則で定めるものに限る。）又はバス（施行規則で定めるものに限る。）であって、道路運送車両法第41条の規定により平成25年1月27日以降に適用されるべきものとして定められた制動装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（次号及び第3号において「制動装置保安基準」という。）で施行規則で定めるものに適合するもの</p> <p>(2) 車両総重量が8トンを超えるトラック（施行規則で定めるけん引自動車及び被けん引自動車を除く。）であって、道路運送車両法第41条の規定により平成24年4月1日以降に適用されるべきものとして定められた制動装置保安基準で施行規則で定めるものに適合するもの</p> <p>(3) 略</p> <p>8 略 （狩猟税の税率の特例）</p> <p>第24条 平成20年4月1日から平成28年3月31日までの間に受ける</p>

改正前	改正後
<p>狩猟者の登録であって次に掲げる登録のいずれかに該当するものに係る狩猟税の税率は、第165条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する税率に2分の1を乗じた税率とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p>	<p>狩猟者の登録であって次に掲げる登録のいずれかに該当するものに係る狩猟税の税率は、第165条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する税率に2分の1を乗じた税率とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、地方税法の一部を改正する法律（平成25年法律第3号）の施行の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の佐賀県税条例（以下「新条例」という。）第57条第4項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。
- 3 新条例附則第18条の2の3第7項の規定は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。